明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○家事事件手続規則の一部を改正する規則（最高裁七）　一
○人事訴訟規則の一部を改正する規則（同八）　一

〔告示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務二七五）　二
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務四〇〇～四〇三）
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（同四〇四）
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一九一一）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一九一二～一九二四）
○ガス事業法第三十九条の十一第一項の登録の更新を行った件（経済産業一五四）
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第四十七条第一項の登録の更新を行った件（同一五五）
○消費生活用製品安全法第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件（同一五六）
○国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（特許庁一七）
○都市計画に関する件（北海道開発局一四三、一四四）　三

〔国会事項〕　七

〔人事異動〕
公害等調整委員会　法務省　七

〔叙位・叙勲〕　七

〔官庁報告〕
官庁事項
指定保安検査機関の指定に関する公示（中国四国産業保安監督部）　八
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　八

〔公告〕
諸事項
官庁
鉄道財団（催告）関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
特殊法人等
平成二十六年度衆議院共済組合の決算、企業年金基金変更関係　二九
会社その他

最高裁規則

○最高裁判所規則第七号

家事事件手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年八月三日

最高裁判所

家事事件手続規則の一部を改正する規則

家事事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

目次及び第二編第二章第十九節の節名中「厚生年金保険法等」を「厚生年金保険法」に改める。

第百二十条中「次の各号に掲げる審判の区分に応じ、当該各号に定める文書」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の四第一項の情報の内容が記載された文書であって、同項の規定により提供されたもの」に改め、同条各号を削る。

附　則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

最高裁判所長官　寺田　逸郎

○最高裁判所規則第八号

人事訴訟規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年八月三日

最高裁判所

人事訴訟規則の一部を改正する規則

人事訴訟規則（平成十五年最高裁判所規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「標準報酬等の按分（あん）割合に関する処分」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第二項の規定による処分」に、「次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める文書」を「同法第七十八条の四第一項の情報の内容が記載された文書であって、同項の規定により提供されたもの」に改め、同項各号を削る。

附　則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

最高裁判所長官　寺田　逸郎